

# 申 請 要 領

## 【都市計画法第53条第1項の許可申請】

南丹市土木建築部都市計画課

- 1 許可申請書は、次の要領によって記入して下さい。
  - (1) 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - (2) 諸手続きを委任する場合には、委任状を添付のこと。
  - (3) 記1については、地番（2以上の地番にまたがって敷地が位置する場合には、敷地内の全部の地番）まで記入すること。
  - (4) 記2については、建築物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）の構造及び建築物の階数（地下を含む。）を次の例にならって記入すること。  
(例) 木造瓦葺平家建（地階なし）
  - (5) 記3及び4については、建築基準法の規定に準拠して記入すること。
  
- 2 許可申請書には、次の図書を添付してください。
  - (1) 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
  - (2) 2面以上の建築物の「断面図」で縮尺200分の1以上のもの
  - (3) 申請に係る建築物の「位置図」で縮尺10,000分の1以上のもの
  - (4) 敷地の「求積図」で縮尺500分の1以上のもの
  - (5) 建築物の「平面図」で縮尺200分の1以上のもの
  - (6) 建築物の用途を記載した書類  
(所要事項を「建築物の平面図」に記入することにより省略することができる。)
  - (7) 都市計画事業施工の際には建築物の移転又は除却に協力する旨などを確約する「誓約書」
  
- 3 許可申請書は、市道に関する申請については、正本1部、副本1部の計2部、府道、国道に関する申請については、正本1部、副本2部の計3部を提出してください。

# 許可申請書

年 月 日

南丹市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

都市計画法第 53 条第 1 項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積

敷地面積	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>

# 誓 約 書

南 丹 市 長 様

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名

印

今般、下記事項について都市計画法第53条第1項の許可を申請するについて、申請建物は都市計画街路敷地内にかかるので、都市計画事業施工の際には、建築物の移転又は除却をする必要があります。その際には全面的に協力することを確約します。

また、事業施工時にかかる当該建築物の用地及び補償については、街路敷地分のみとします。なお、万一申請地を第三者に売買する際には、本誓約書を継承いたします。

## 記

1. 建築物の敷地の所在地
2. 建築物の構造
3. 新築・増築・改築又は移転の別
4. 敷地面積  $m^2$   
建築面積  $m^2$   
延べ面積  $m^2$

## 都市計画法（昭和43年法律第100号）抜粋

### （建築の許可）

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 政令で定める軽易な行為
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
  - 四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
  - 五 第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
- 3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

### （許可の基準）

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- 二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。

三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。